

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式正本注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

権利者の概要	地番	地目	権利	土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の住所及び氏名

を

「

権利者等の概要	地番	地目	権利	管理者	土地の所有者、その土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者及び管理者の住所及び氏名

に

改め、同様式注5中「権利者」を「権利者等」に改め、同注5を同注8とし、同注4の次に次のように加える。

- 「管理者」とは、申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例で定める基準に適合するように管理する者をいいます。

6 権利者等の概要の欄に管理者に係る事項を記入するときは、同欄のうち、管理者の欄に○印を記入してください。

7 道路の廃止の承認の申請をするときは、管理者に係る事項を記入する必要はありません。

第1号様式副本注以外の部分中

権利者 の 概 要	地番	地目	権利	土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の住所及び氏名	を

権利者 等 の 概 要	地番	地目	権利	管理者	土地の所有者、その土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者及び管理者の住所及び氏名	に

改め、同様式注5中「権利者」を「権利者等」に改め、同注5を同注8とし、同注4の次に次のように加える。

5 「管理者」とは、申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例で定める基準に適合するように管理する者をいいます。

6 権利者等の概要の欄に管理者に係る事項を記入するときは、同欄のうち、管理者の欄に○印を記入してください。

7 道路の廃止の承認の申請をするときは、管理者に係る事項を記入する必要はありません。

第2号様式注以外の部分中

地番	地目	権利

を

地番	地目	権利	管理者

に改め、同様式注3中「土地内の」を「土地にある」に、

「, 工作物, 道路」を「及び工作物の位置及び形状, 指定を受けようとする道路に接続する道路」に、「水路」を「指定を受けようとする道路に接し, 又は当該道路内に存する水路」に改め、同注4中「土地所有権, 借地権」を「指定を受けようとする道路の敷地である土地の所有権」に、「土地内の」を「土地若しくはその土地にある」に、「ついて該当する」を「関する」に改め、同注8を同注11とし、同注7を同注10とし、同注6を同注9とし、同注5を同注8とし、同注4の次に次のように加える。

5 「管理者」とは、申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例で定める基準に適合するように管理

する者をいいます。

6 承諾書の欄に管理者に係る事項を記入するときは、承諾書の欄のうち管理者の欄に○印を記入してください。

7 この用紙を道路の廃止の承認の申請書に添付するときは、管理者に係る事項を記入する必要はありません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(都市計画局建築指導部建築指導課)